

## 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等 の一部を改正する命令の概要

### I 改正対象

以下の4本の共管命令の一部を改正する。

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令）
- 2 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）
- 3 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成6年大蔵省・農林水産省令第1号）
- 4 農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）

### II 改正内容

別紙「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する内閣府令の概要 17. 銀行法施行規則の一部改正」1（2）・（3）、2（1）、3、4（2）に準じた改正を行う。